

令和 7 年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 令和 7 年 8 月 25 日 (月) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

金城 義幸 上原 洋子

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

5 番 農業委員 百次 成仁 6 番 農業委員 久保田 政子

【議事日程】

日程第 1	議案第 32 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2	議案第 33 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 34 号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 4	議案第 35 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について

令和7年 第8回 総会 議事録

事務局	これより令和7年第8回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員1名、推進委員1名が欠席となっております。 それでは会長よろしく申し上げます。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和7年第8回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は5番農業委員の百次成仁さん、6番農業委員の久保田政子さんでお願いします。次回調査委員は、7番農業委員の久保田隆之さん、8番農業委員の大城真由美さん、12番推進委員の上原洋子さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（12件） 日程第2 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（9件） 日程第3 議案第34号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（2件） 日程第4 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について（5件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は与座の1筆で売買による所有権移転であります。2番は米須の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。3番は大里の1筆で贈与による所有権移転であります。4番は真壁の1筆で売買による所有権移転であります。5番は大度の1筆及び米須の3筆で贈与による所有権移転であります。6番は大里の1筆で売買による所有権移転であります。7番は豊原の2筆で売買による所有権移転であります。8番は照屋の3筆で5年間の使用貸借権の設定であります。9番は真栄平の1筆で売買による所有権移転であります。10番は伊原の1筆で売買による所有権移転であります。11番は大里の1筆で売買による所有権移転であります。

	1 2 番は宇江城の 1 筆で売買による所有権移転であります。 説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 32 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 32 号は可とします。 次に議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 6 ページをお開き下さい。1 番は喜屋武の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。2 番は束里の 1 筆で農用地で、鉾山進入仮設道路への転用であります。3 番は大度の 1 筆で第 1 種農地で、駐車場及び庭への転用であります。4 番は座波の 1 筆で第 3 種農地で、一般住宅への転用であります。7 ページをお開き下さい。5 番は座波の 1 筆で第 3 種農地で、一般住宅への転用であります。6 番は北波平の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。7 番は阿波根の 1 筆で第 1 種農地で、一般住宅への転用であります。8 番は阿波根の 1 筆で第 2 種農地で、貸駐車場への転用であります。9 番は阿波根の 1 筆で第 3 種農地で、一般住宅への転用であります。 説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	9 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。11 ページをお開き下さい。申請地は、農用地区域内農地であるが、鉾石採取のための進入道路としての一時転用のため、転用は問題ないと思われる。13 ページをお開きください。申請地は、第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の「既存敷地の拡張」に該当するため駐車場・庭への転用は問題無いものと判断しました。15 ページを

	お開き下さい。申請地は、水道管・下水道管が埋設されている道路に接しており、かつ 500 メートル以内にこども園、公民館が所在している第 3 種農地である。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。17 ページをお開き下さい。申請地は、住宅用地、小学校・中学校の公共施設と連たんしており、街区を形成した第 3 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。19 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。21 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。23 ページをお開き下さい。申請地は、住宅、山林、原野等で囲まれた小集団の生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため貸駐車場への転用は問題ないものと判断しました。25 ページをお開き下さい。申請地は、商業用地、住宅用地、雑種地に囲まれており、街区を形成する区域にあり、第 3 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	3 番の案件について、自治会との話し合いが進んでいないとの情報あり。
委員	鉾山進入仮設道路の一時転用とのことですが、転用面積 875.00 m²も必要ですか。
事務局	道路部分の転用面積は 875.00 m²ではなく、5 メートル幅の進入道路で図面は書かれておりました。ただ、一筆として申請はあがっているので、一部（必要）面積での申請の方が良いとの意見があれば、その旨を申請人にお伝えしていきたいと思います。
委員	一時転用の期間はどのくらいですか。
事務局	3 年間となっております。
委員	採掘の申請も出ていますか。
事務局	採掘の認可書は添付されています。（認可→沖縄総合事務局）

会長	3 番の案件については、保留ということではよろしいですか。
委員	異議なし
会長	他に質問はありますか。
委員	質問なし
会長	他にないようですので、3 番の案件を除き、議案第 33 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	議案第 33 号は可とします。次に議案第 34 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	それでは 27 ページをお開き下さい。2 件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 34 号は同意とします。次に議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは 31 ページをお開きください。7-28～7-32 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について質問があればよろしくお願ひします。
委員	質問なし
会長	ないようですので、議案第 35 号については可としてよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	議案第 35 号は可とします。本日の案件は以上です。 以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 5 番 農業委員 百次 成仁 6 番 農業委員 久保田政子